

平成 27 年 3 月

お客様各位

青森県信用組合

## 振り込め詐欺救済法について

振り込め詐欺等の被害者の被害回復を図る「振り込め詐欺救済法（犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律）」が施行されております。（平成 20 年 6 月 21 日）

この法律は、振り込め詐欺等の被害にあった被害者を救済するために、金融機関の犯罪利用口座に振り込まれ、口座に滞留している犯罪被害金の返還手続き等を定めた法律です。

犯罪利用口座は「預金保険機構」のHP（<http://furikomesagi.dic.go.jp/>）から順次、公告されます。

振り込め詐欺などによる被害のお申出、お問い合わせは、青森県信用組合事務部へご連絡ください。

また、振り込め詐欺などの犯罪に遭った可能性が考えられる方も、迷わずご相談ください。

事務部 : TEL 017-739-7113

(受付時間 平日 9:00~17:00)

